



(4) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の  
写し及び集計表

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が必  
要と認める書類

(終期)

第9条 この要綱の終期は、令和6年3月31  
日までとする。

第10条 略

(4) その他市長が必  
要と認める書類

第9条 略

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。